

## 水のまち研究会会則

### (名称)

第1条 この会は、水のまち研究会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、柳川市椿原町14番地に置く。

### (目的)

第3条 本会は、旧城下町であり水のまちである柳川の過去現在を理解し、未来への提案を考える活動を行うことにより、柳川の町の景観・文化・伝統等をより良いかたちで次世代へ継承することを目的とする。

### (活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- ①柳川の町に対する市民の理解を深めるための活動
- ②柳川の町をより住みやすく魅力ある町にするための活動
- ③上記の活動の情報公開および広報活動
- ④その他本会の目的を達成するために必要な活動

### (会員の資格)

第5条 この会の会員は、次の1種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同入会登録を行った者とする。

### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事会あてに提出し、理事会の承認を得るものとする。

### (会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

### (退会)

第8条 会員は、退会届を理事会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき

### (役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

理事 4名

監事 2名

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

### (役員の仕事)

第10条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

- 2 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

### (役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを解任することができる。

- ①心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ②その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

3 本会の会議は、代表理事が召集する。

4 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(理事会)

第15条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 代表理事は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本会の事務局は、柳川市椿原町14番地に置く。

(会計)

第19条 本会の経費は、会費、事業収入、補助・助成金、寄付をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第20条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。

- ① 会員との連絡が取れなくなった場合。
- ② 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
- ③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会則の変更)

第21条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(設立年月日)

第22条 本会の設立年月日を平成29年9月14日とする。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この会則は、平成29年9月14日から施行する。

2 この会則は、平成30年3月14日の理事会で承認を得て変更を加え、平成30年4月1日から施行する。

2 この会則は、平成30年4月22日の臨時理事会で承認を得て変更（第11条の2、第22条設立年月日）を加えた。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します

平成30年4月23日

福岡県柳川市椿原町14番地

水のまち研究会

代表理事

印